

瀬戸市 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和 7 年度版

瀬戸市通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「瀬戸市通学路交通安全プログラム」策定しました。

今後も、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 瀬戸市 小中学校長会交通安全指導委員
- ・ 瀬戸市 教育部 学校教育課 指導主事
- ・ 瀬戸市 都市整備部 維持管理課
- ・ 瀬戸市 都市整備部 建設課
- ・ 瀬戸市 市長直轄組織 防災安全課
- ・ 国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所
- ・ 愛知県 尾張建設事務所 維持管理課
- ・ 瀬戸警察 交通課

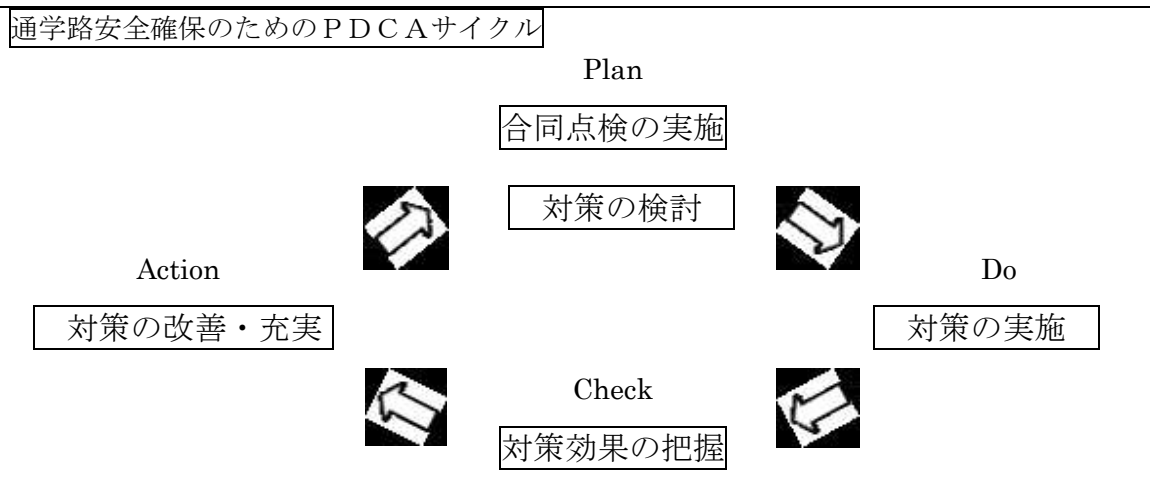
また、本プログラムの運用については、瀬戸市内小中学校交通安全担当者や交通指導員に周知して、調査等を行い、対策を講じていくものとします。

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年度に実施した緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○ 合同点検の実施時期

- ・ 市内の7中学校区を5つのブロックにわけ、2～3年に1回該当小学校の合同点検を、夏季休業中に実施することとする。
- ・ 令和2年度に開校したにじの丘学園を加えた点検のローテーションは以下の通りとする。

	水無瀬	南山	幡山・品野	光陵・水野	にじの丘
R6夏(B)		効範	幡山東・幡山西	萩山	にじの丘
R7夏(C)	陶原	水南	品野台・下品野	水野・西陵・八幡	
R8夏(A)	長根	東山	掛川	みつば	
R9夏(B)		効範	幡山東・幡山西		にじの丘
R10夏(C)	陶原	水南	品野台・下品野	水野・西陵	
R11夏(A)	長根	東山	掛川	みつば	

※ 以下(A)～(C)のローテーションを繰り返していく。

- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全対策協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携をはかります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、各校でのヒアリング等、対策実施後の効果を把握するための手法を検討します。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の情報共有

- ・ 小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係者間で情報共有します。